

東京大学リスク管理委員会規則

令和8年4月16日

総長 裁定

(設置)

第1条 国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）に、本学におけるリスクガバナンスの強化のため、東京大学リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学におけるリスク（本学の財産、名誉又は教育研究活動若しくは大学運営の継続に影響を及ぼし、損害若しくは支障が生じ、又は生じるおそれがある事象及び状態をいう。以下同じ。）を網羅的に把握し、その重篤度の評価及び分析並びに対応状況のモニタリングを行い、全学としての課題及び対応方針について審議し、必要に応じてリスクの対応を行う部署への指導及び助言を行うことを任務とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、総長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各理事
- (2) 内部監査室長
- (3) 副学長又は執行役のうちから総長が指名する者
- (4) その他本学の教職員のうちから総長が指名する者

(オブザーバー)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者をオブザーバーとして委員会に出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、本部リスク・コンプライアンス課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この裁定は、令和8年4月16日から実施する。